

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

※令和5年1月10日から運用開始予定の建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)による電子申請の方法(手引き)は、別途定めます。

1. 「申請区分」と「申請手数料」について

申請区分		概要		申請手数料	
				一般	特定
1	新規	現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合		9万円	9万円
2	許可換え新規	①	国土交通大臣の許可を受けている者が、他の都道府県の区域内における営業所を廃止して、愛媛県内のみ営業所を有することとなった場合	9万円	9万円
		②	愛媛県以外の都道府県知事の許可を受けている者が、当該都道府県の区域内における営業所を廃止して、愛媛県内のみ営業所を設置することとなった場合	9万円	9万円
3	般・特新規	①	一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合	—	9万円
		②	特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合	9万円	—
4	業種追加	①	一般建設業の許可を受けている者が、一般建設業の業種を追加する場合	5万円	—
		②	特定建設業の許可を受けている者が、特定建設業の業種を追加する場合	—	5万円
5	更新	既に受けている建設業の許可について、その更新を申請する場合		5万円	5万円

○愛媛県収入証紙を、正本の所定の欄に貼付すること。

○一般と特定の許可を同時に申請する場合、更新と業種追加を同時に申請する場合等、複数の申請を1つにまとめて申請することができます。

ただし、それぞれの申請について手数料がかかるので留意すること。

●例

- ・一般と特定の許可を同時に申請する場合：18万円(一般新規＋特定新規)
- ・更新と業種追加を同時に申請する場合：10万円(一般更新＋一般業種追加)
- ・般・特新規の許可と業種追加を同時に申請する場合：14万円(特定新規＋一般業種追加)

2. 申請書の提出部数について

愛媛県知事許可を申請する場合の申請書の部数は、次のとおりです。

正 本	1部
副 本	1部
入力用紙※	1部

※カラム(申請書等のうち、□□□で表示された枠の中に書き込むようになっているもの)のある様式の写し

3. 商業登記簿謄本等の添付について

申請書の正本に添付する商業登記簿謄本等は原本を添付すること。なお、副本は正本の写しでよい。

4. 許可の更新について

許可の更新(更新に併せて、「業種追加」、「般・特新規」を同時に申請する場合を含む)を受けようとする者は、有効期間満了の日の前 30 日までに許可申請書を提出すること。

なお、「更新」の際に、「業種追加」または「般・特新規」もしくはその両方を加えて申請した場合(申請の区分:7、8、9)に、審査状況により許可の有効期間の調整(一本化)ができなくなる場合があるため、日程に余裕を持って申請すること。

5. 申請書類等の提出先について

許可申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する地方局建設部、または土木事務所に提出すること(「お問い合わせ先」を参照)。

6. 許可申請に必要な書類

建設業の許可を受けるためには、以下の申請書類、確認書類が必要です。許可申請書の様式は愛媛県のホームページからダウンロードできます。

※令和5年1月から URL が変わります。

ホーム > 県政情報 > 県概要 > 組織案内 > 愛媛県の組織と主な仕事 > 土木管理課
> 建設業許可申請関係

<https://www.pref.ehime.jp/h40100/sinsei/070/070005/070005.html>